資料２

いじめ問題調査委員会の設置について

いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき「いわき市いじめ防止基本方針」を教育委員会で策定する予定となっており、いじめ防止対策を実行的に推進する組織を整備するため、「いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例」の制定について、平成 29 年２月議会で教育委員会から議案が提出されることとなっております。

それに伴い市長部局では、当該条例の施行予定である平成 29 年６月１日より、「いじめ問題調査委員会」を設置する予定となっております。

１　いじめ問題調査委員会とは

小中学校における重大事態発生時、事実関係調査に対応するため教育委員会が設置する「いじめ問題対策委員会」の調査が実施されます。

その調査結果が市長に報告された後、市長（市長部局）が必要と認められる場合に再調査を実施するための有識者等で構成する第三者委員会。

【重大事態】
（いじめ防止対策推進法 28 条１項より抜粋）

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　重大事態が発生した場合の流れ

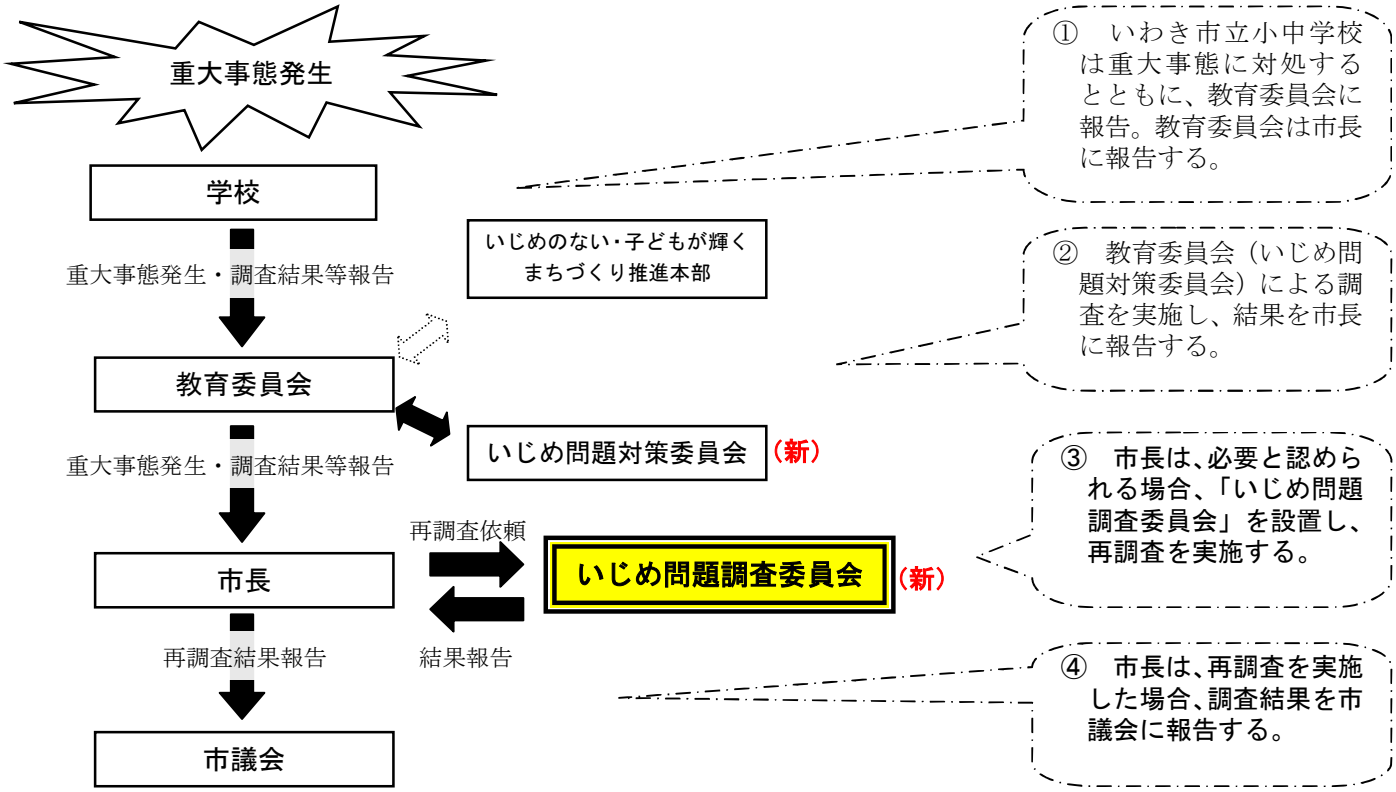

３　委員構成（予定）

	いじめ問題調査委員会	いじめ問題対策委員会
任期	２年	２年
委員数	７名	７名
委員構成	教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。（学識経験者、弁護士、臨床心理士等を予定）	教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。（「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」より人選）